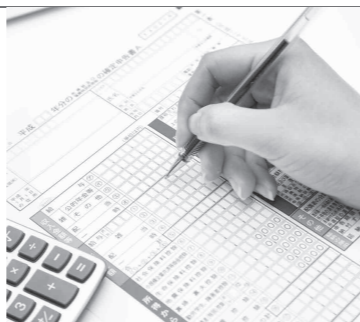


税の申告準備できていますか？

令和4年2月・3月に税の申告相談を行います。ご準備をお願いいたします。
もし申告が必要な方が申告しないと、町県民税の各種所得控除が受けられない場合があるほか、所得課税証明書も交付できません。また、国民健康保険税や各種手続きにおける軽減・減免の判定もできません。



○申告が必要な方

令和4年1月1日現在、美波町に住所を有する人のうち、16歳以上の方。(被扶養者である高校生や大学生も含む)

●次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

- ▶既に令和3年分の所得税(国税)の確定申告書を提出した方(自身で阿南税務署申告会場にて申告する方、e-Tax又は郵送で確定申告書の送付を行う方)。
- ▶令和3年分の収入が給与だけで、お勤め先が1ヵ所のみであり、勤務先から美波町へ年末調整済の給与支払報告書が提出されている方
- ▶令和3年分の収入が公的年金だけで、収入額が400万円未満であり、支払者から美波町へ公的年金等支払報告書が提出されている人のうち、各種控除(社会保険料、生命保険料、寡婦控除、扶養控除等)を受けない方

○申告での注意点

▶マイナンバーカードお持ちください。

今回から申告書の押印欄がなくなりますので、マイナンバーカード(お持ちでない方は通知カード及び本人確認できる書類)を必ずご持参ください。

▶漁業・農業従事者、個人事業者(お店等)は収支内訳書か帳簿を作成してください

給与を渡している場合は、金額と支払った方のお名前・ご住所がわかるようにしてください。
収支内訳書は役場税務課および由岐支所にあります。経費を計上する場合は領収書・レシート等が必須です。

▶医療費の領収書およびレシートは、人ごと・病院ごとに分けてください

令和3年1月1日～令和3年12月31日の領収印が押されているものに限りです。
領収書の他に、医療保険者が交付する“医療費の明細書”も対象となりましたのでご活用ください。
セルフメディケーション税制による所得控除と、従来の医療費控除は同時に利用ができません。詳しくは国税庁HP、対象医療品目は厚生労働省HPをご覧ください。



▶年金収入のみの方も、扶養親族の申告をしていない方は申告する必要があります

公的年金等の源泉徴収票を今一度御確認ください。ねんきん定期便、年金の振込通知書は申告に使いません。

▶必ず原本の保管・提出をしてください

源泉徴収票、各所保険の控除証明書、領収書、配当株式等の源泉徴収票等、還付先口座確認の際の通帳やキャッシュカード。誤って紛失された方は、交付元機関等へ至急再発行の申請を行ってください。

○美波町での申告

▶青色申告を行う方・消費税・譲渡所得・山林所得・贈与税は阿南税務署へ申告してください

美波町の申告会場ではお取り扱いできません。また、書類の配送付や受付も行っておりません。

▶日程・場所は、広報みなみ1月号、回覧板等でご案内いたします

国民健康保険税の特別徴収を口座振替へ変更できます

特別徴収とは、国民健康保険税を支給される年金から天引きすることですが、申請により普通徴収(口座振替)による納付に変更することができます。変更を希望する方は、役場税務課または由岐支所にお申し出ください。

○変更申し出期限

令和4年4月から特別徴収を中止して、7月からの口座振替へ納付方法の変更を希望する方は、令和4年1月25日(火)までに申し出をしてください。令和4年度中に新たに特別徴収の対象になる予定で、口座振替を希望する方は事前に申し出をお願いします。(申し出については随時受付をしていますが、特別徴収の中止処理には時間を要するため、申し出の時期により中止できる年金支払い月が異なります)

○変更申し出方法

▶金融機関へ口座振替依頼

国民健康保険税の口座登録がない方は、役場・支所への申し出の前にご希望の金融機関へ「口座振替依頼書」を提出してください(提出の際に口座の届出印が必要になります)。



●利用できる金融機関

阿波銀行 本支店、徳島大正銀行 本支店、かいふ農業協同組合 本支所、四国内のゆうちょ銀行・郵便局、徳島県信用漁業協同組合連合会 各代理店

▶美波町役場・支所へ普通徴収(口座振替)申出書を提出 ※申出書は本庁・支所にあります。

○口座振替への変更でご注意いただきたいこと

※口座振替に変更した場合、その分の社会保険料控除は口座振替で支払った方に適用されます。これにより世帯全体の所得税や住民税が減額になる場合があります。

※これまでの滞納理由等により、今後も確実な納付が見込めないと判断される場合は口座振替への変更をお受けできないことがあります。また、変更後に滞納が発生した場合は年金からのお支払いに戻させていただきます。



●特別徴収について

下記の条件をどちらも満たす世帯主の方で、令和3年4月2日から10月1日までに65歳になられた方および美波町に転入された方は、原則、令和4年4月から特別徴収が始まります。また、それ以降に65歳になられた(なられる)方および転入された方は、令和4年6月以降から順次特別徴収が始まります。

※4～8月の特別徴収の金額は令和2年度の年税額から計算した金額になります。

<特別徴収の対象となる条件>

①世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方
(ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます)

②年額18万円以上の年金を受給している方

(複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく1つの年金で18万円以上であること)
※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の1/2を超える場合は対象となりません。

【お問い合わせ】 税務課 ☎0884-77-3615